皇室事項

行幸

天皇陛下は、七月五日午前九時二十分御出門、株式会社メトランを御視察のため、埼玉県三口市へ行幸、午後零時十二分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条の規定に基づき、公示する。

平成24年7月9日

関東運輸局長　神谷　俊広

記

（登録実施機関の名称）
埼玉タクシー協会
（登録実施機関の住所）
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目10番4号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
森　信正
（変更後の登録実施機関の代表者名）
小谷　彰治
（登録事務等を行う事務所の名称）
埼玉県タクシー協会　登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目10番4号
（登録番号）
さいたま－1号
（変更年月日）
平成24年6月19日

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、熊本労働局の関係事業主を代表する者郷田正の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成24年7月9日

厚生労働大臣　小宮山洋子

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成24年7月19日

4　推薦書及び添付書類提出先　熊本労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成二十四年海事代理士試験の施行

平成二十四年海事代理士試験の施行について、海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）第十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年七月九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一、試験地及び試験場所

イ　筆記試験

札幌市　北海道運輸局
仙台市　東北運輸局
横浜市　関東運輸局
新潟市　北陸信越運輸局
名古屋市　中部運輸局
大阪市　近畿運輸局
神戸市　神戸運輸監理部
広島市　中国運輸局
高松市　四国運輸局
福岡市　九州運輸局
那覇市　内閣府沖縄総合事務局

ロ　口述試験

東京都　国土交通省

二、日時

イ　筆記試験

平成二十四年九月二十八日　午前九時から午後五時まで

ロ　口述試験

平成二十四年十一月二十六日　午前十時から午後五時まで

（状況により、一部受験者については、十一月二十六日の午後五時以降又は十一月二十七日に行うこととする。）

三、受験手続

イ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求

受験願書及び筆記試験免除申請書（本年の筆記試験免除を受けようとする者に限る。）は、受験者の居住地を管轄する地方運輸局又は運輸監理部（居住地が沖縄県にある場合は内閣府沖縄総合事務局）において交付するので、請求すること。なお、郵便で請求する場合には、返信用の郵便切手百四十円を同封すること。

ロ　受験願書の出願

受験希望地を管轄する地方運輸局長又は神戸運輸監理部長（受験希望地が那覇市である場合は内閣府沖縄総合事務局長）に提出すること。なお、平成二十三年の筆記試験合格者であって、本年の筆記試験について免除を受けようとする場合は、国土交通大臣に提出すること。

なお、郵送で提出する場合には、書留郵便とし、返信用の郵便切手八十円を同封すること。

ハ　受験願書の出願期間

平成二十四年八月六日から平成二十四年八月三十一日まで（郵送の場合は八月三十一日消印有効）

ニ　受験手数料

受験願書に六千八百円の収入印紙を貼付すること（消印はしない）。

ホ　筆記試験の免除

平成二十三年の筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者が本年受験する場合には、受験願書に筆記試験免除申請書を添えて提出することにより、本年の筆記試験は免除され、直接口述試験を受験することができます。

へ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求及び出願先

北海道運輸局海事振興部船舶産業課　札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎（郵便番号〇六〇－〇〇四二）電話〇一一－二九〇－一〇一一
東北運輸局海事振興部旅客課　仙台市宮城野区鉄砲町一番地仙台第四合同庁舎（郵便番号九八三－八五三七）電話〇二二－七九一－七五一二
関東運輸局海事振興部旅客課　横浜市中区北仲通五丁目五七番地横浜第二合同庁舎（郵便番号二三一－八四三三）電話〇四五－二一一－七二一四
北陸信越運輸局海事部海事産業課　新潟市中央区美咲町一丁目二番一号新潟美咲合同庁舎二号館（郵便番号九五〇－八五三七）電話〇二五－二八五－九一五六
中部運輸局海事振興部旅客課　名古屋市中区三の丸二丁目二番一号名古屋合同庁舎第一号館（郵便番号四六〇－八五二八）電話〇五二－九五二－八〇一三
近畿運輸局海事振興部旅客課　大阪市中央区大手前四丁目一番七六号大阪合同庁舎第四号館（郵便番号五四〇－八五五八）電話〇六－六九四九－六四一六
神戸運輸監理部海事振興部旅客課　神戸市中央区波止場町一番一号神戸第二地方合同庁舎（郵便番号六五〇－〇〇二四）電話〇七八－三二一－三一四六
中国運輸局海事振興部旅客課　広島市中区上八丁堀六丁目三〇番地広島合同庁舎四号館（郵便番号七三〇－八五四四）電話〇八二－二二八－三六七九